

平成25年3月三木市教育委員会（定例会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成25年3月21日（木）午後2時00分
- 2 閉 会 平成25年3月21日（木）午後4時40分

◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認
- 4 審議事項

(1) 議決事項

議案第30号 三木市区域外学齢児童生徒就学に関する規則を
廃止する規則の制定について

議案第31号 県費負担教職員の任免等に係る内申について

議案第32号 平成25年度三木市教育委員会事務局職員等の
人事異動について

(2) 協議事項

協 議 18 三木市子どものいじめ防止に関する条例第11条
第2項の規定による教育委員会の判断基準等に関
する規程（案）について

協 議 19 三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

(3) 報告事項

- 5 その他
- (1) 次回定例教育委員会の開催日時について
- 6 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見	俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島	慶 子
	3番	教 育 委 員	稻 見	秀 穂

事務局	4番	教 育 委 員	井 口	徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本	明 紀
		教 育 部 長	椿 原	豊 勝
		教 育 総 務 課 長	清 水	正 則
		教 育 環 境 整 備 課 長	井 上	博 務
		学 校 教 育 課 長	古 谷	昭 文
		文 化 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	松 村	正 和
		教 育 セ ン タ ー 所 長	梶 本	佳 照
		図 書 館 長	告 野	幹 也
		市 民 協 働 課 長	木 村	巧
		教 育 総 務 課 課 長 補 佐	石 田	寛
		教 育 総 務 課 主 任	荒 池	名 月
	傍 聴 者	0人		

◇ 会議内容

1 開 会

里見委員長が、平成25年3月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

里見委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、松本教育長と水島委員長職務代行者を指名した。

3 会議録の承認

里見委員長が、平成25年2月定例会及び臨時会（6日及び17日開催）の会議録の承認について委員に諮り、全員一致で承認された。

4 審議事項

里見委員長が、議事の進行について、議案第31号及び第32号は人事に関する案件であるため、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、会議の最後において非公開で審議することについて委員に諮り、同意された。

(1) 議決事項

【議案第30号】 三木市区域外学齢児童生徒就学に関する規則を廃止する規則の制定について

○ 古谷学校教育課長が次のように説明した。

学校教育法施行令第9条の規定による三木市の区域外に居住する保護者が、その子を三木市立三木特別支援学校及び学校教育法第81条第2頁に規定する特別支援学級に就学させる場合、委託料として1人につき月額3,000円を徴収している。しかし、学校教育法第5条では、「学校の設置者は、法令に特別の定めがある場合を除いては、その学校の経費を負担する」と定めていることから、規則の内容について検討した結果、廃止することが妥当と判断したものである。

(委員) 規則を廃止する理由は、法律に違反しているからか。

(事務局) 小学校及び中学校の場合、その設置者は所在の地方公共団体となるが、特別支援学校の場合、その設置者は県となる。当市が設置した特別支援学校等に、市の区域外から児童生徒が就学された場合、当市に一定の経費負担が生じることになる。このようなことから、近隣市町でも同様の規則を制定しており、当市においても特別支援学校が設置されたのを機に制定した。しかし、学校教育法第5条の規定や教育関係行政実例から、違法とまでは言えないが適切ではないとして、近年、他市町においても徴収していない状況である。今回の見直しにあたっては、神戸市からの相談が契機となったが、当市の児童生徒が神戸市立の小学校又は中学校に就学している場合においては、神戸市ではこのような経費を徴収していない。今回、規則の内容について検討し

た結果、廃止することが妥当であると判断したものである。

(委員) 規則を廃止するにあたって、兵庫県の見解は確認したのか。受け入れる児童生徒の人数にもよるが、当市に負担が発生することは事実である。三木特別支援学校は三木市が管理運営しているわけであるから、当然、このような広域的な問題については、兵庫県としての特別な支援があつてしかるべきだと考える。

(事務局) この件に関して兵庫県の見解は確認していない。

里見委員長が、議案第30号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

(2) 協議事項

【協議18】三木市子どものいじめ防止に関する条例第11条第2項の規定による教育委員会の判断基準等に関する規程(案)について

○ 古谷学校教育課長が次のように説明した。

三木市子どものいじめ防止に関する条例第11条では、「学校は、いじめを把握した場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。」と規定し、また、第2項では、「教育委員会は、前項の規定によりいじめの報告を受けた場合において、当該いじめが子どもの生命、身体又は財産に関わる重大なものと認めるときは、当該いじめについて市長に報告しなければならない。」と規定している。教育委員会としては、「子どもの生命、身体又は財産に関わる重大なもの」について、迅速かつ適切に判断をする必要があることから、具体的な判断基準等を作成するものであり、概ね次のとおりとした。

(1)生命に対する危険又は身体に対する著しい危害を及ぼす暴力その他の物理的攻撃として、「大きなけがを伴う暴力、持続的な暴力、持ち物等を盗む、壊す、隠す、捨てる」

(2) 仲間はずれ、無視、暴言、いやがらせ、犯罪行為等で、著しい精神的な苦痛を与えるものとして、「万引きの強要、他人に対する暴力の強要、深夜徘徊等問題行動の強要、自殺の強要、外出ができなくなる、家庭での暴力等日常生活に影響を及ぼすもの、リストカットなど自虐的な行為につながるもの、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる」

(3) 金品のたかり又は隠しとして、「恐喝にあたるもの、当該児童生徒の家庭に多大な影響を及ぼすもの」

(4) その他教育委員会が重大と判断するものとして、「当該児童生徒、保護者間の調整がつかず、児童生徒の指導に支障をきたすもの、インターネットのいじめ等、対応が広域に及ぶもの」としている。

現在、想定される具体的な事案を掲げているが、判断が非常に難しいケースにおいては、当教育委員会において協議し、判断することとする。

(事務局) この規程の取扱いについて、事務局から報告する。当該規程の根拠である条例が、3月27日の市議会本会議において、4月1日施行として可決される見通しである。については、臨時会を招集する時間がないため、教育長の臨時代理で処理を行い、4月定例教育委員会で臨時代理報告として処理させていただきたい。

里見委員長が、当該規程の取扱いについて委員に諮り、全員同意された。

(委員) いじめ事案の場合には、加害者と被害者がある。規程第3条第2項に定める「当該」の子どもについて、また、別紙の具体的な判断基準等における(3)金品のたかり又は隠し(4)その他教育委員会が重大と判断するものの項目にある「当該児童」とは、何れを指すのか。

(委員) これは、立法趣旨を再確認するためにも適切な指摘である。議論の要点は、加害者であるいじめを与えた子どもの立場を考慮しなければならないかどうかである。

(事務局) この条例の趣旨は、こどものいじめを防止するとともにいじめを許さない社会づくりに努めることである。広義的には両方の子どもの人権を意識しなければならないが、基本的にはいじめられた子どもである。

(事務局) その点を明確にするため、「当該いじめを受けた」に訂正する。

(委員) 規程において、具体的な事案を掲げているこの別紙を関連付けておく必要はないのか。

(事務局) いじめは多様であることから、その時、その時の対応が難しい。そのため現在、想定される具体的な事案は別紙に整理しておき、今後の状況や事案に応じて、追記していく。

(委員) 提案の方向で進めることについて諮り、委員の了解を得た。

【協議 19】三木市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 古谷学校教育課長が次のように説明した。
現在、3月市議会において、平成25年度の当初予算(案)が審議中であるが、三木市福祉医療費助成条例に基づく乳幼児等医療費助成受給者で、当該年度における受給者証が交付された保護者の幼稚園の入園料及び保育料の合計額の4分の1を減額するものである。

(事務局) 説明を補足する。当初、認可外の保育所については、保育料等の4分の1軽減の対象としていなかった。しかし、3月市議会で平等性に欠けるのではないかとの意見があったことから、認可外の保育所についても4分の1軽減の対象とすることになった。また、市内にある民間幼稚園の場

合、所管としては、3歳児、4歳児、5歳児は教育委員会の所管となり、2歳児以下については、市民ふれあい部が所管することになる。なお、必要となる経費については、6月補正予算に計上する予定である。

(3) 報告事項

所管事項部分の説明のため、木村市民協働課長が入場した。

ア 教育総務課報告事項について

○ 清水教育総務課長が次のように報告した。

三木市教育委員会顕彰規則の規定により、市立吉川中学校に教材用備品として椅子等を寄贈された日本オスモ株式会社に感謝状を贈呈するものである。

続いて、平成25年度アフタースクールの入所申請状況について報告する。平成24年度までは、三木特別支援学校内において青山アフタースクールを開設し、特別支援学校の小学部に在籍する児童を受け入れていた。平成25年度からは、小学部は従来どおり三木特別支援学校において開設するが、中学部については、新たに制度化した上で、市民活動センター（福社会館）で開設する。

イ 学校教育課報告事項について

○ 古谷学校教育課長が次のように報告した。

第12回校園長会を3月5日（火）に開催し、平成24年度特別支援教育の推進状況、児童生徒の交通事故発生件数、情熱ある教職員の育成に係る学校評価アンケートの結果、三木市教育の基本方針等について周知した。3月の主要行事として、小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園の卒業式（終了式）が無事終了した。今後の予定として、3月22日（金）に各校園修業式、3月29日（金）県費負担教職員退職辞令伝達式、4月1日（月）県費負担教職員辞令伝達式を予定している。また、入学式を4月9日（火）中学校及び特別支援学校、4月10日（水）小学校、4月11日（木）幼稚園でそれぞれ予定している。

ウ 教育センター報告事項について

○ 梶本教育センター所長が次のように報告した。

専門研修講座として、2月22日（金）に教育センターの研究者発表会で5グループが発表した。2月の教育相談は、電話206件、面接60件、計266件であった。同じく青少年悩みの相談は、電話19件、面接70件、計89件であった。今後の予定として、3月26日（火）に幼稚園教職員対象の幼児教育の専門研修講座を開催する。

次に、青少年センター事業として、青少年補導委員によるパトロール及び白ポスト回収を行った。3月12日（火）には、中学校卒業式で特別補導を実施する。また、4月14日（日）には、金剛寺での特別補導を実施する予定である。

エ 文化スポーツ振興課報告事項について

○ 松村文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

第32回東播磨選抜美術展を2月22日（金）から3日間、三木市立南交流センターで開催した。第20回みつきいふれあいマラソンを3月17日（日）に開催し、3701名の申し込みがあった。詳細については、別紙配付の資料のとおりである。

堀光美術館企画展「竹内一永 切り絵展」を記念して、竹内一永氏から作品の寄贈があり、2月20日（水）に感謝状を贈呈した。

オ 図書館報告事項について

○ 告野図書館長が次のように報告した。

乳児健診時、1歳6か月健診時に併せて、ブックスタート事業を実施している。おはなし会を毎土曜日に、市立図書館及び青山図書館で開催している。ストーリーテリングを市立図書館において、毎月第2土曜日に開催している。

新設図書館のプロポーザルコンペ第1次審査会を4月3日（水）、4時半から市役所4階特別会議室で予定している。現在、7事業者からの提案を受けており、第1次審査会で3

者を選定する。

次に、三木市教育委員会顕彰規則に基づく被顕彰者の決定について報告する。国際ソロプチミスト三木から、図書費として100万円の寄贈申出があった。については、4月6日（土）に、文化会館において市長から感謝状を贈呈する予定である。

新設図書館の進捗状況について報告する。現在、設計業者を選定するためにプロポーザルコンペ方式により事務を進めている。2月12日（火）にプロポーザル指名事業者10者に通知書並びに提案説明書を発送した。21日（木）に質問を受け、26日（火）にその回答を行った。3月4日（月）に参加意思の最終確認を事業者に行い、7事業者の参加が決定した。現在、4月3日（水）に予定する第1次審査委員会へ向け事務を進めている。今後、4月3日（水）に3事業者を選定し、5月中旬に第2次審査委員会を開催し、最終設計事業者を決定する予定としている。

なお、審査委員会委員の構成は、学識経験者3名、建設検討委員会から3名、行政職員として教育長を予定している。

（委員）国際ソロプチミスト三木からは毎年、寄附をいただいているのか。

（事務局）図書館へ寄附をいただくのは初めてである。

（事務局）平成21年度以降、毎年幼稚園へ寄附をいただいている。今年は10周年記念として、図書館建設に向けても寄附をいただくものである。

カ 市民協働課報告事項について

○ 清水教育総務課長が次のように報告した。

三木市教育委員会顕彰規則に基づき、市内6公民館の各教室やクラブ等において、5年以上講師を努めていただいている方に感謝状を贈呈する。氏名、業績等につきましては配付資料のとおりである。

(委員) 感謝状は市長名ではなく、教育委員会名で贈るのか。

(事務局) 教育委員会名である。

(委員) 教育委員会名で感謝状を贈った場合、後々、誰に表彰を受けたのか分からないとの声がある。

(委員) それでは、教育委員長名で感謝状を贈ればどうか。

(事務局) 教育委員会は合議制であることから、教育委員会となる。

所管事項部分の説明が終了したため、木村市民協働課長が退席した。

5 その他

(1) 次回定例教育委員会の開催日時について

里見委員長が、次回の定例教育委員会の開催予定日時について諮り、平成25年4月19日(金)、午後3時から開催することを決定した。

(非公開)

議決事項

【議案第31号】 県費負担教職員の任免等に係る内申について

議案第31号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、非公開として審議したため、同規則第23条の規定により、内容については記載しない。

里見委員長が、議案第31号について採決を行い、全員

一致で原案のとおり可決された。

【議案第 3 2 号】 平成 2 5 年度三木市教育委員会事務局職員等の人事異動について

議案第 3 2 号は、三木市教育委員会会議規則第 7 条第 1 項ただし書きの規定により、非公開として審議したため、同規則第 2 3 条の規定により、内容については記載しない。

里見委員長が、議案第 3 2 号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

6 閉 会

里見委員長が、平成 2 5 年 3 月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。